

新城市太陽光発電設備の設置に関する事前協議及び届出等

の手續に関する手引き

（新城市太陽光発電設備の設置手續に関する条例に係る事

業実施の手引き）

令和5年4月

令和6年6月 改定

新城市

<目次>

1	「新城市太陽光発電設備の設置手続きに関する条例」等について (概要・用語の説明)	3
2	対象となる太陽光発電設備	4
3	設置不適地について	5
4	太陽光発電設備の設置に関する手続き	7
(1)	事前協議の手続き	7
(2)	近隣関係者への説明の手続き	14
(3)	事業計画の届出の手続き	19
(4)	事業計画の変更の手続き	20
(5)	関係法令等に係る許可申請等の手続	20
(6)	設置事業着手の届出の手続き	23
(7)	設置事業完了の手続き	23
(8)	太陽光発電の標識の掲示	24
(9)	事業の休止・再開の手続き	24
(10)	事業の継承の手続き	25
(11)	事業廃止の届出の手続き	25
(12)	事前協議申出書取下の手続き	25
5	指導・助言について	26
6	勧告及び勧告に従わない場合の公表について	26
7	罰則規定について	26

1 「新城市太陽光発電設備の設置手続きに関する条例」等について (概要・用語の説明)

本市の美しい景観、豊かな自然環境及び市民の生活環境と太陽光発電設備との調和を図るため、「新城市太陽光発電設備の設置手続きに関する条例」を制定し、令和5年4月1日から施行します。

この条例では、市内におけるすべての太陽光発電設備に対して、事前協議、近隣関係者への説明、事業計画の届出、着手・事業の継承・完了・廃止の届出を義務付けるものです。

ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物に設置されるもの及びその他市長が認めるものは対象外としています。

《用語の説明》

太陽光発電設備	太陽光を電気に変換する設備 ◆電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第18号及び電気事業法施行令（昭和40年政令第206号）第1条で定める電気工作物のうち太陽光モジュール、パワーコンディショナー、キュービクル、それらに伴う配線など太陽光発電を行うために必要な設備を含むもの。
設置事業	太陽光発電設備を設置する行為、設置に伴う土地の造成等 ◆太陽光発電設備の設置やそれを管理するための資材、設備機械等の搬入、取り付け、配線工事、およびそれを行うための木竹の伐採、盛土、切土、埋め立て等の造成工事。
事業区域	太陽光発電設備の用に供する土地の区域 ◆太陽光発電設備として使用する土地において柵塀等の工作物の設置その他の方法により当該土地以外の土地と区別された区域および太陽光発電設備の管理として必要とする自己が所有または使用权をもつ区域。
設置者	設置事業を行う者 ◆当該設置事業を計画し、施工完了後に当該太陽光発電設備で変換される電気を売電等の方法によって利用しようとする者。
施工者	設置者から設置事業を請け負うもの ◆請負契約によらないで自ら工事を行う者（＝設置者）又は設置事業に関する工事を請け負った者。
管理者	太陽光発電設備を管理する者 ◆自ら太陽光発電設備を管理する者（＝設置者）又は設置者と委託契約等を締結し、太陽光発電設備の管理をさせる者。
近隣関係者	設置事業に伴い生活環境に影響を受ける恐れがある者 ◆事業区域に隣接する土地について所有権又は借地権（建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）をいう。）を有する者。

	◆事業区域に隣接する土地に存する建築物について所有権、使用貸借による権利又は賃借権を有する者。 ◆事業区域が所在する新城市地域自治区の区域及び行政区に関する規則（令和２年新城市規則第２３号）別表に定める行政区に居住する者。 ◆市長が近隣関係者として認める者（事業区域が所在する当該行政区に近接する行政区に居住しており、設置事業に伴い生活環境に影響を受ける恐れのある者などを想定）。
--	---

【電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 18 号】

電気工作物 発電、蓄電、変電、送電若しくは配電又は電気の使用のために設置する機械、器具、ダム、水路、貯水池、電線路その他工作物（船舶、車両又は航空機に設置されるものその他政令で定めるものを除く。）をいう。

【電気事業法施行令（昭和 40 年政令第 206 号）第 1 条】

電気事業法第 2 条第 18 号で定める工作物（電気工作物として除かれる工作物）は、次のとおりとする。

- 一 鉄道営業法、軌道法若しくは鉄道事業が適用され若しくは準用される車両若しくは搬器、船舶安全法が適用される船舶、陸上自衛隊の使用する船舶若しくは海上自衛隊の使用する船舶又は道路運送車両法第 2 条第 2 項に規定する自動車に設置される工作物であって、これらの車両、搬器、船舶および自動車以外の場所に設置される電氣的設備に電気を供給するためのもの以外のもの。
- 二 航空法第 2 条第 1 項に規定する航空機に設置される工作物。
- 三 前 2 号に掲げるもののほか、電圧三十ボルト未満の電気設備であって、電圧 30 ボルト以上の電氣的設備と電氣的に接続されていないもの。

2 対象となる太陽光発電設備

「新城市太陽光発電設備の設置手続きに関する条例」で定める太陽光発電設備は、市内におけるすべての太陽光発電設備を対象としています。ただし、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物に設置されるもの及びその他市長が認めるもの（農業用の電気柵に利用するものや街路灯など一体的となって利用するものなど小規模かつ他者へ売電をしないもの）は対象外としています。

【建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号】

建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに付属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットフォームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むものとする。

3 設置不適地について

設置者は、設置事業を行おうとするときに事業区域内に設置不適地が含まれていないことを確認してください。事業区域が各設置不適地に含まれるかを確認する場合は、表内の資料閲覧又は問合せ先（各関係機関）にてご確認ください。

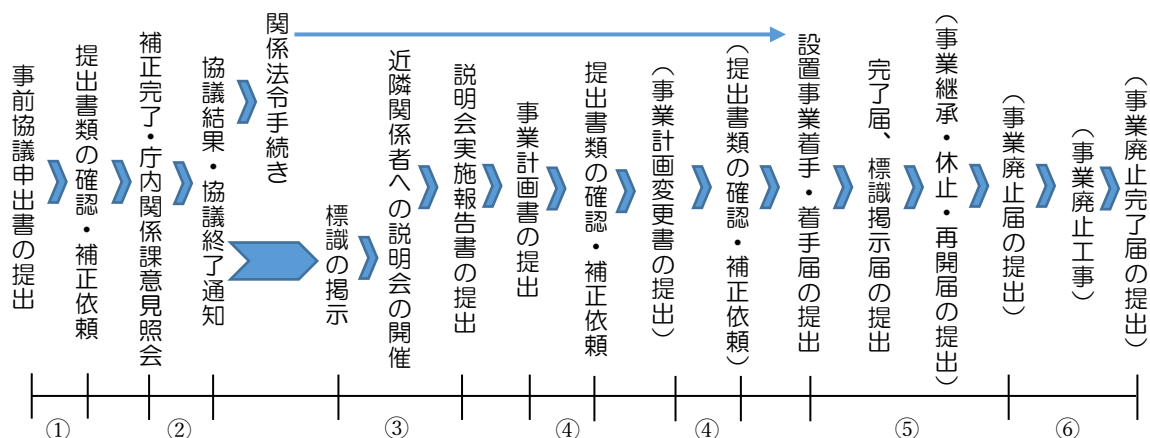
確認の結果設置不適地に該当した場合は設置することができません。また、事業計画事前協議申出書の設置不適地調査状況一覧に調査方法を記載してください。

1 急傾斜地法に規定する急傾斜地崩壊危険区域	
・急傾斜地崩壊危険区域 (愛知県新城設楽建設事務所維持管理課)	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号、第 3 条第 1 項） 愛知県ホームページ・地すべり防止区域マップ https://profile.maps.pref.aichi.jp/map/simple/?mid=20081
2 土砂災害防止法に規定する土砂災害特別警戒区域	
・土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン） (愛知県砂防課)	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号、第 9 条第 1 項） 愛知県ホームページ・土砂災害情報マップ http://sabomaps.pref.aichi.jp/portal/showmap.php
3 地すべり等防止法に規定する地すべり防止区域	
・地すべり防止区域 (愛知県新城設楽建設事務所維持管理課)	地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号、第 3 条） 愛知県ホームページ・地すべり防止区域マップ https://profile.maps.pref.aichi.jp/map/simple/?mid=20081
4 砂防法に規定する砂防指定地	
・砂防指定地 (愛知県新城設楽建設事務所維持管理課)	砂防法（明治 30 年法律第 29 号、第 2 条） 愛知県新城設楽建設事務所維持管理課又は愛知県砂防課にて確認
5 森林法に規定する保安林	
・保安林 (愛知県新城設楽農林水産事務所新城林務課)	森林法（昭和 26 年法律第 249 号、第 25 条） 愛知県新城設楽農林水産事務所新城林務課又は愛知県農林基盤局林務課にて確認
6 自然公園法に規定する特別保護区、自然公園法施行規則及び愛知県自然公園条例施行規則に規定する第 1 種特別地域	
・特別保護地区、第 1 種特別地域 (愛知県新城設楽振興事務所環境保全課)	自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号、第 20 条、第 21 条） 自然公園法施行規則（昭和 32 年厚労省令 41 号、第 9 条 1 2） 愛知県自然公園条例施行規則（昭和 43 年規則第 39 号、第 3 条 2） 新城市環境政策課又は愛知県新城設楽振興事務所環境保全課にて確認

7 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する特別保護地区	
・特別保護地区（愛知県自然環境課）	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号第29条）
	愛知県ホームページ・愛知県鳥獣保護区位置図 https://www.pref.aichi.jp/kankyo/sizen-ka/shizen/yasei/map/index.html
8 自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例に規定する愛知県自然環境保全地域	
・愛知県自然環境保全地域（愛知県自然環境課）	自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例（昭和48年条例第3号第20条）
	愛知県ホームページ・愛知県自然環境保全地域（吉祥山） https://www.pref.aichi.jp/kankyo/sizen-ka/shizen/hozen/index.html

4 太陽光発電設備の設置に関する手続き

《標準的な手続きフロー》



①約 2 週間 ②約 3 週間

③協議終了通知後から説明会開催の 14 日前までの間に掲示し、説明会開催後 20 日以内を目途に提出

④事業計画書、事業計画変更書提出から約 2 週間

⑤着手日の 7 日前までに着手届、完了後 10 日以内を目途に完了届、事業継承日の 30 日前までに事業継承届を提出

⑥事業廃止日の 30 日前に廃止届を提出、廃止工事完了後 10 日以内を目途に事業廃止完了届を提出

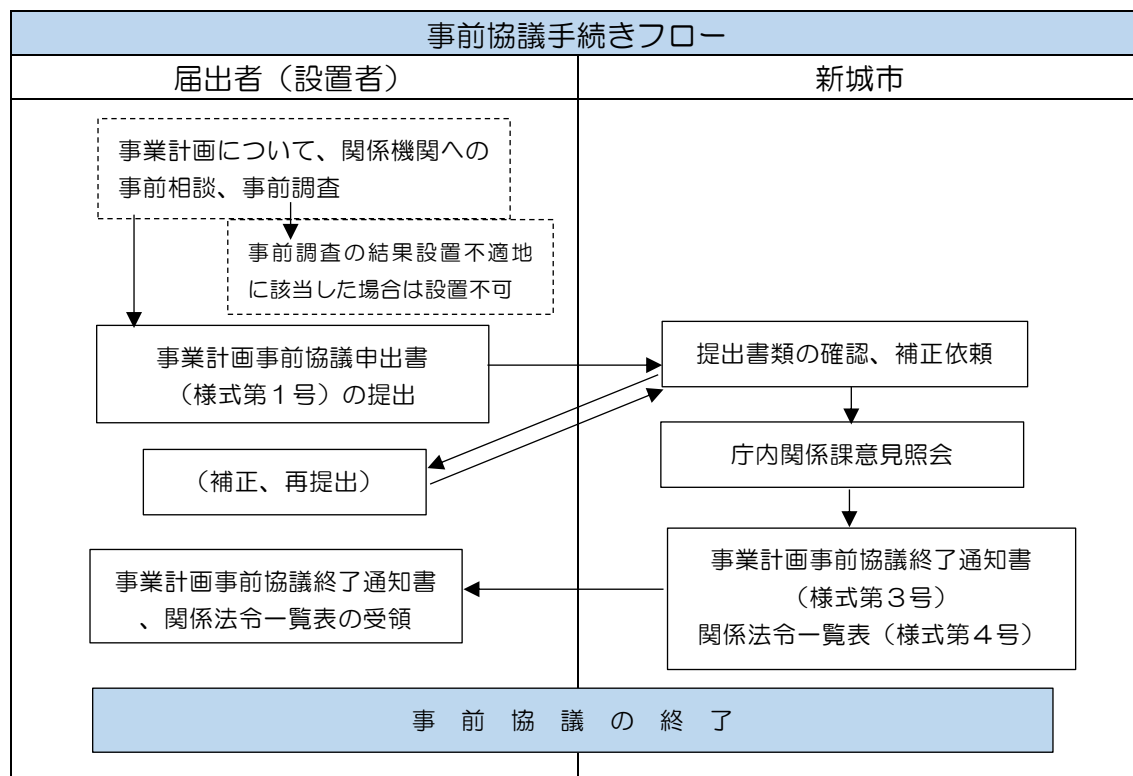
※事業計画事前協議申出の取下げ

事業計画事前協議申出書提出から事業計画届の提出までの期間に取下げをする場合は、新
 城市太陽光発電設備の設置手続に関する条例施行規則第 12 条に基づき市長が別途定めた
 「事業計画事前協議申出取下届」を提出してください。

(1) 事前協議の手続き

条例第5条第1項の定めにより、設置者は最初に市へ事業計画事前協議申出書（様式第1号）を提出してください。

届出書等の種類	添付書類	備考
事業計画事前協議申出書（様式第1号）	別表「事業計画事前協議申出書に添付する書類」のとおり	提出部数 1部



事業計画事前協議申出書に添付する書類			
図書の種類	縮尺	明示すべき事項等	備考
1 位置図	1／10, 000以上	1 方位 2 事業区域の位置（朱枠で明示） 3 周辺の土地利用及び地形の状況 4 周辺の道路、市街地、集落地及び主要公共施設の位置及び名称 5 事業区域内において排出される雨水の流末又は河川への経路（事業区域内の最低標高地点から直近の公共水路、河川等への経路を記載すること、事業区域内で2つ以上	1／10, 000の国土地理院地形図などを使用

		の流域が存在する場合はすべての経路を記載すること)	
2 区域図	1 / 2, 5 〇〇以上	1 方位 2 事業区域の境界（朱枠で明示） 3 土地の形状 4 市町界 5 市町の区域内の町及び字の境界	1 / 2, 5 〇〇都市計 画図などを 使用
3 公図の 写し		1 事業区域及び隣接地の地番 2 事業区域及び隣接地の地積（実測または実測見込み） 3 事業区域及び隣接地の所有者の住所及び氏名	不足してい る情報は追 記すること
4 登記事 項証明書 （土地）		事業区域及び隣接地の地番全部	
5 登記事 項証明書 （法人の 場合のみ）		（届出書提出前3か月以内に取得したもの）	
6 住民票 の写し（個 人の場合 のみ）		届出者個人の写しで続柄・世帯主、本籍筆頭者は省略したもの（届出書提出前3か月以内に取得したもの）	
7 現況図	1 / 2, 5 〇〇以上	1 方位 2 事業区域の境界 3 地形及び土地利用の状況 4 事業区域内に現存する森林等の位置及び主要な樹種 5 現況植生の状況 6 現況写真との照合符号及び撮影方向	1 / 2, 5 〇〇都市計 画図などを 使用
8 現況写 真		事業区域内及び事業区域周辺の状況が分かるカラー写真 （届出書提出前1か月以内に撮影したもの）	

9 配置図	1 / 1, 0 00以上	1 方位 2 事業区域の境界 3 道路及び目標となる地物 4 工作物の位置、形状及び寸法 5 事業区域内に保全する森林等の位置、形状及び面積 6 事業区域内の植栽計画 7 事業区域内の塀、柵、擁壁等の位置及び形状	
10 求積 図	1 / 500 以上	1 方位 2 事業区域の面積の求積に必要な寸法及び算式 3 事業区域内に現存する森林等の面積及び保全する森林等の面積の求積に必要な寸法及び算式 4 工作物の水平投影面積の求積に必要な寸法及び算式 5 湖沼、ため池等の水面の面積の求積に必要な寸法及び算式	
11 平面 図	1 / 500 以上	工作物の形状、寸法、材料の種別、仕上げ方法及び色彩	
12 立面 図	1 / 500 以上	工作物の形状、材料の種別、仕上げ方法及び色彩	
13 断面 図	1 / 500 以上	1 工作物の形状及び高さ 2 工作物を設置する地盤の形状及び勾配 3 太陽電池モジュールの傾斜角度	
14 完成 予想カラー図			
15 影響 予測図		太陽光電池モジュールの反射光による周囲への影響予測範囲	
16 造成 計画平面	1 / 1, 0 00以上	1 方位 2 事業区域の境界	

図		3 切土又は盛土（以下「切土等」という。）を行う土地の位置及び形状 4 切土等を行った後の地盤面の計画高 5 崖又は擁壁の位置 6 法面の保護の方法 7 縦横断線の位置	
1 7 造成 計画縦横 断図	1 / 1, 0 00以上	1 事業区域の境界 2 切土等を行う前後の地盤面 3 崖又は擁壁の位置 4 法面の保護の方法	
1 8 排水 流域図	1 / 1, 0 00以上	1 方位 2 事業区域の境界 3 集水系統のブロック別色分け 4 地表水及び排水施設の水の流れ方向 5 流量計算書との照合符号 6 放流先水路断面	
1 9 流量 計算書（工 事前 / 工 事後）		1 排水流域図／排水施設計画図との照合符号 2 計算式及び計算結果	
2 0 排水 施設計画 図	1 / 500 以上	1 方位 2 事業区域の境界 3 排水施設の位置、種類、材料、形状、断面、内法寸法、勾配、水の流れの方向及び吐口の位置 4 放流先河川及び水路の名称 5 流量計算書との照合符号 6 排水施設構造図等	
2 1 崖の	1 / 50以	1 崖の高さ、勾配及び土質	

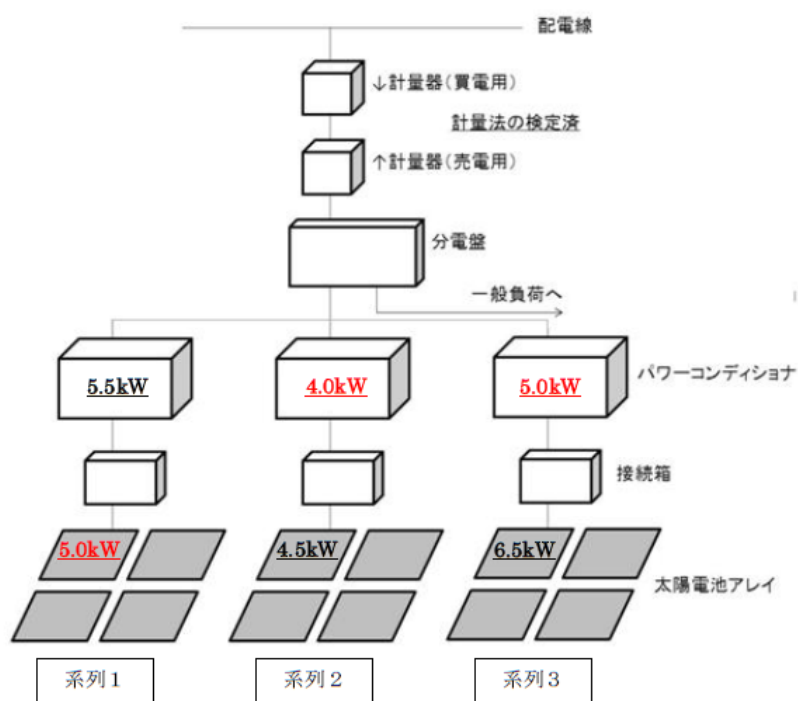
断面図	上	2 切土等を行う前後の地盤面 3 崖面の保護の方法	
2 2 擁壁 の断面図	1 / 5 0 以 上	1 擁壁の寸法及び勾配 2 擁壁の材料の種別及び寸法 3 裏込めコンクリートの寸法 4 透水層の位置及び寸法 5 水抜穴の位置、材料及び内法寸法 6 擁壁を設置する前後の地盤面 7 基礎地盤の土質 8 基礎ぐいの位置、材料及び寸法	
2 3 工 作 物 の 構 造 図	1 / 5 0 以 上	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位 置、寸法及び構造方法並びに材料の種別及び寸法	
2 4 管 理 方 法 説 明 書		様式第2によるものとする	
2 5 廃 止 後 の 土 地 利 用 計 画 図	1 / 1 , 0 0 0 以上	廃止後において行う措置及び土地利用に関する計画	
2 6 そ の 他 市 長 が 必 要 と 認 める書類		他法令に関する許可等の写し等	

【参考】 太陽光発電設備の発電出力の考え方について

太陽光発電設備における発電出力については太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値を申請することとなっていますが、パワーコンディショナーを複数台設置している場合の出力については、各系列における太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値を、それぞれ合計した値をもって申請することとしてください。

例) 以下のようなシステムの場合、申請する際の発電出力は14.0kWとなる。

	系列1	系列2	系列3
太陽光パネルの出力	5.0kW	4.5kW	6.5kW
パワーコンディショナーの出力	5.5kW	4.0kW	5.0kW



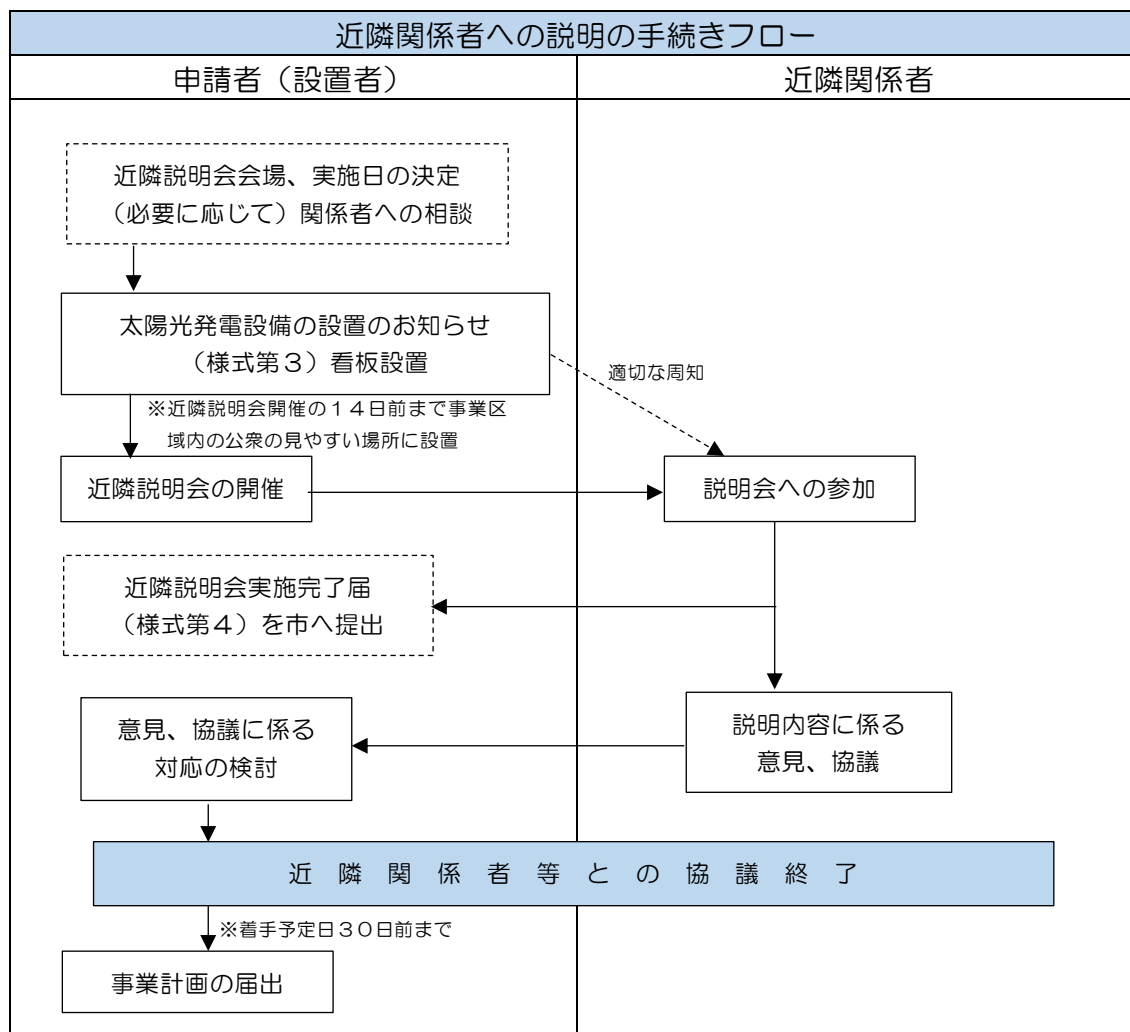
出典：資源エネルギー庁
太陽光発電設備の発電出力の考え方について

(2) 近隣関係者への説明の手続き

条例第6条の定めにより、申出者は市との事前協議が終了したら、太陽光発電設備の設置のお知らせ(様式第3)の看板を事業区域内の見やすい場所に設置してください。看板の設置から14日以後に近隣関係者への説明会を実施し、説明会実施後に近隣説明会実施届(様式第4)を提出してください。

届出書等の種類	添付書類	備考
近隣説明会実施届 (様式第4)	別表「近隣説明会実施届に添付する書類」のとおり	提出部数 1部

近隣説明会実施届に添付する書類	
図書の種類	明示すべき事項等
1 近隣説明会出席者名簿	出席者の氏名
2 意見及び回答一覧	出席者の意見及びその回答
3 近隣説明会配布資料	
4 説明会の様子の写真	
5 標識の写真	標識の設置状況及び設置日が分かるカラー写真
6 その他市長が必要と認める書類	



※提出書類に不備や訂正事項がある場合は補正、再提出になります。すべてに不備がないことを確認できた書類の提出日が正式な受領日となります。受領日から30日以上経過しなければ事業に着手できません。

※太陽光発電設備の設置のお知らせ（様式第3）について

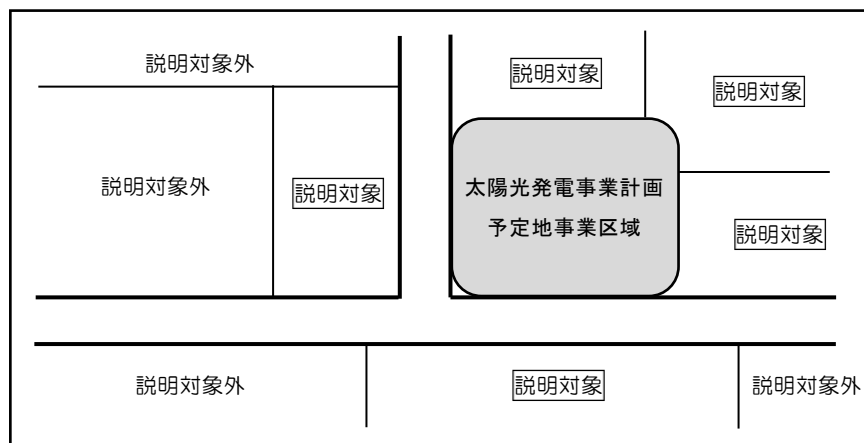
空欄箇所のある太陽光発電設備の設置のお知らせの看板が設置によって近隣関係者等からの苦情が発生した事例もありました。設置にあたっては必ずすべての事項を記入した上で設置してください。また、工事中も連絡先等を周知が必要なことから工事完了時まで撤去をしないでください。

※近隣関係者について

① 近隣関係者の範囲

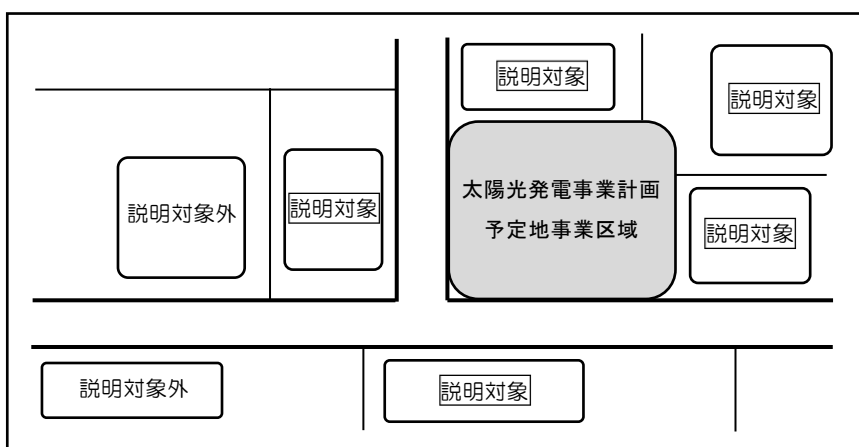
条例第2条(7)に規定する近隣関係者は施行規則第3条により次のとおり定められています。

- (1) 事業区域に隣接する土地について所有権又は借地権（建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）をいう。）を有する者



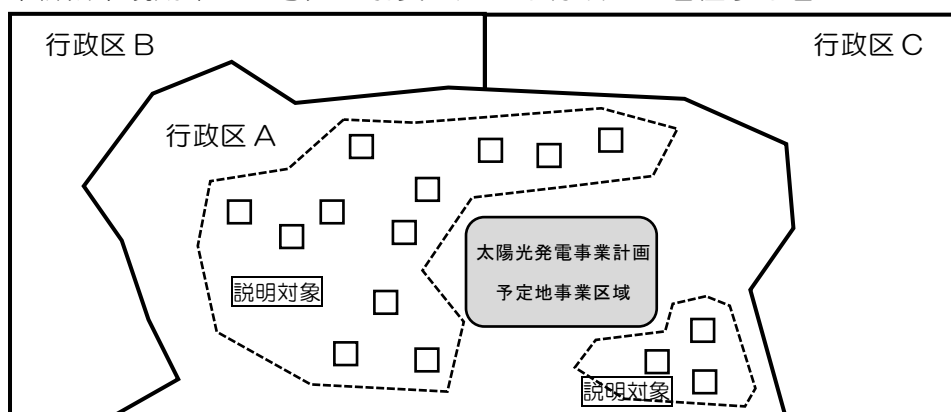
※事業区域に隣接しているのが道路等である場合、その道路を挟んだ土地について所有権等の権利を有する者に説明を行ってください。

- (2) 事業区域に隣接する土地に存する建築物について所有権、使用貸借による権利又は賃借権を有する者



※事業区域に隣接しているのが道路等である場合、その道路を挟んだ土地に存する建築物について所有権等の権利を有する者に説明を行ってください。

- (3) 事業区域が所在する新城市地域自治体の区域及び行政区に関する規則（令和2年新城市規則第23号）の別表に定める行政区に居住する者



- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が近隣関係者として認める者
例）太陽光発電事業計画予定地事業区域が行政区の端に存在し、隣接行政区に居住するものが影響を受けると市が認める場合など

※なお、資源エネルギー庁が2024年策定の説明会及び事前周知措置実施ガイドラインに該当するものにおいてはここでいう市長が近隣関係者として認めるものとする。

② 近隣関係者への説明の考え方

説明会は近隣関係者のすべてのものの参加が必須ではありませんが、近隣関係者が説明会の開催を知らなかったと後から言われることのないように適切に周知を行ってください。また、設備の設置による生活環境への影響が大きいと思われる近隣関係者で説明会に欠席したものに対しては説明会実施後に個別説明をするなどしてフォローしてください。

また、説明会を開催できない場合は、自治会長等と相談の上で個別説明によることもできることとします。

近隣関係者に対する事業計画の説明会における説明事項	
説明事項	説明内容
1 事業計画の内容	設置工事の内容、作業時間帯、作業曜日、雨天時の施工、資材等の搬入経路、交通誘導員の配置、防災措置、非常時の連絡体制等の設置工事に係る事項
2 設置後の保守点検及び維持管理の計画	保守点検及び維持管理（敷地内の草刈り等の除草対策を含む）のスケジュール、人員配置・体制、範囲、方法、安全対策等に係る事項
3 設置後の災害等の非常時における対処	台風等の災害時の発電設備破損等に対する対応、地域への被害が発生するおそれがある場合または発生した場合の連絡先およびその対応等に関する事項
4 撤去及び処分の計画	事業期間、事業終了後の撤去、処分に係る事項

※ この項目に限らず、設置事業を行うことで近隣関係者が不安や疑問に思うことに対して丁寧に説明し、理解を得るように努めてください。

近隣関係者への説明は事業計画書に添付する管理方法説明書（様式第2号）を活用することが良いと思われますが、独自の資料等を用いて説明する場合も施行規則別表第2の説明事項の内容が網羅されるようにしてください。

また、新城市省エネルギー及び再生可能エネルギー推進条例の理念に基づく地域貢献については、設置者が必ず実施しなければならないものではありませんが、貢献策を実施する場合は貢献策について説明してください。

条例に基づく地域貢献策の例
・市内の家庭や事業者が発電した電気を供給する。 ・保守管理において地域の人材を活用する。 ・事業区域周辺の環境美化活動に協力する。 ・事業区域や関連排水施設等の改良により地域の排水環境の改善を行う。 ・地域において行われる文化活動等に対して協賛する。 ・適切な施設の稼働状況を地域に知らせるために太陽光の発電状況をホームページ等で公表する。 ・農業シェアリングによって事業を行い、併せて市内の家庭に農産物を販売する。 ・ビオトープなどの空間を設置し、地域の生態系保全及び環境教育に協力する。 ・地球温暖化対策に係る炭素吸収源や水源涵養の観点から、敷地内の樹木を残すことや計画的な植林を検討する。

【参考】新城市省エネルギー及び再生可能エネルギー推進条例抜粋

（基本理念）

第3条 地域に存在する再生可能エネルギーの活用に関する基本理念は、次のとおりとします。

- （1）市、市民、事業者及び再生可能エネルギー事業者は、相互に協力して、再生可能エネルギーの積極的な活用に努めるものとします。
- （2）地域に存在する再生可能エネルギーは、地域固有の資源であり、経済性に配慮しつつ活用されるものとします。
- （3）地域に存在する再生可能エネルギーは、地域に根ざした主体が、地域の発展に資するように活用されるものとします。
- （4）地域に存在する再生可能エネルギーの活用にあたっては、地域ごとの自然条件に合わせた持続性のある活用法に努め、地域内での公平性及び他者への影響に十分配慮するものとします。

（再生可能エネルギー事業者の役割）

第7条 再生可能エネルギー事業者は、再生可能エネルギーの活用に関し、第3条の基本理念に沿って効率的なエネルギー供給に努めるものとします。

- 2 再生可能エネルギー事業者は、地域の土地が有する資源及び環境の役割が将来にわたり果たされることに配慮しつつ、その活用に努めるものとします。

【土地が有する資源や環境】

食料生産機能、地域の歴史・文化、土地の保水能力維持機能や生物生息空間などを指します。

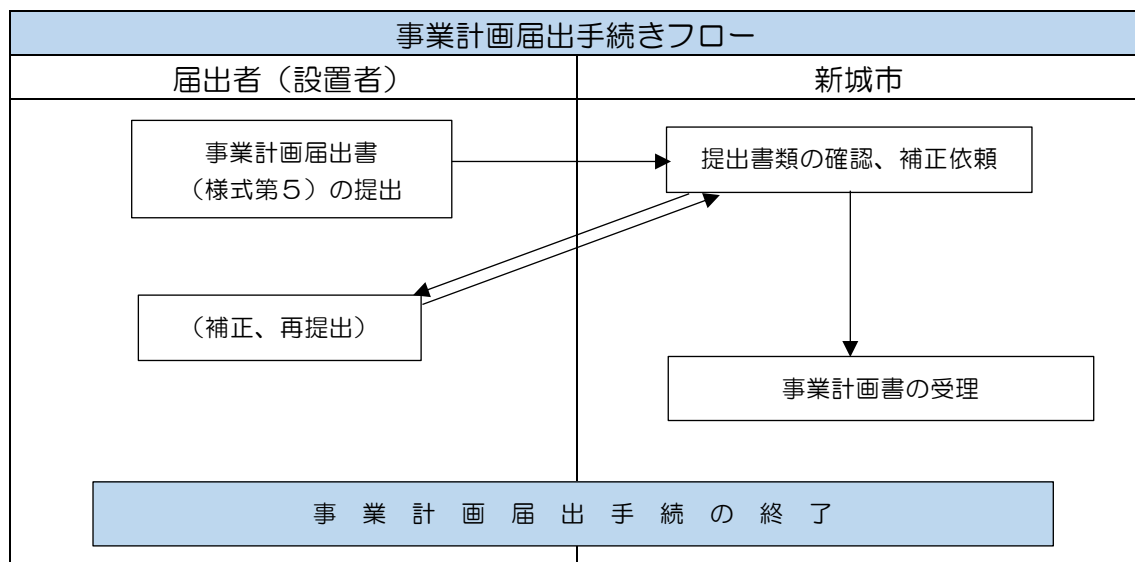
- 3 再生可能エネルギー事業者は、施設における発電状況等のデータについて、ホームページ等で公表に努めるものとします。

(3) 事業計画の届出の手続き

条例第7条第1項の定めにより、設置者は市へ事業計画届出書（様式第5）を提出してください。届出には事前協議で提出した添付書類にあたるものを添えて提出してください。ただし、既に提出されている当該図書の内容から変更のない場合はその添付を省略することができます。

提出書類に不備や訂正事項がある場合は補正、再提出になります。提出書類の確認には2週間ほどかかることがありますので、余裕をもって提出をしてください。すべての書類が不備なくそろった時点で書類の正式な提出となり受理されますので、最終の提出日から30日以上経ってから着手してください。

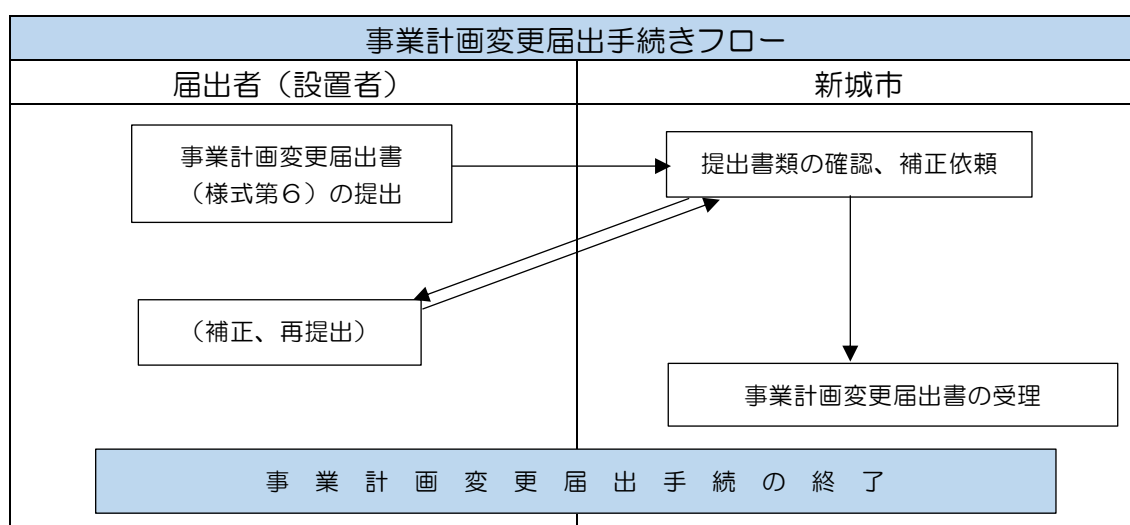
届出書等の種類	添付書類	備考
事業計画届出書（様式第5）	別表「事業計画事前協議申出書に添付する書類」のとおり ※ただし、既に提出されている当該図書の内容から変更のない場合はその添付省略可	提出部数 1部



(4) 事業計画の変更の手続き

条例第7条第2項の定めにより、事業計画届出書を提出したものは、当該届出に係る事業計画の変更をしようとするときは、遅滞なく、当該変更後の事業計画の変更に係る添付書類を添えて、届け出てください。ただし、当該変更が設置者の変更である場合は、条例第9条で定める事業継承届（手引き25ページ参照）を提出してください。

届出書等の種類	添付書類	備考
事業計画変更届出書 (様式第6)	別表「事業計画事前協議申出書に添付する書類」のうち、変更に係る書類	提出部数 1部



(5) 関係法令等に係る許可申請等の手続き

「関係法令一覧表」に示した法令等について、必要な手続きを設置事業着手届提出までに進めてください。なお、各法令の手続の進め方については所管する行政機関の担当部署に従ってください。

※関係法令一覧表の指示例

関係法令一覧表（抜粋）		
法令等の名称	該当の有無	指示事項等
国土利用計画法	該当あり ／該当なし	該当する可能性があります。詳細の事業計画を準備して新城市都市計画課にご相談ください。
愛知県土地開発行為に関する指導要綱および指導基準	該当あり／ 該当なし	
農地法 農業振興地域の整備に関する法律	該当あり ／該当なし	工事着手前までに新城市農業委員会に農地転用の申請をして許可を得てください。

※この「指示事項等」のコメントは例示です。実際の法令の内容とは異なりますので、必ず計画ごとに通知された一覧表に従い手続きを進めてください。

連絡先一覧表

関係法令名	部署名	庁舎	電話
農地法 農業振興地域の整備に関する法律 鳥獣害防止総合対策交付金実施要綱・同交付金実施要領	農業課	本庁舎2階 ※法令の手続・調整内容によっては愛知県の所管部署との協議が必要となりますのでその場合は括弧内の所管事務所と調整ください。	0536-23-7632
道路法、河川法 新城市公共用物の管理に関する条例	土木課		0536-23-7638
	(愛知県新城設楽建設事務所)		0536-23-5111
公有地の拡大の推進に関する法律	用地開発課		0536-23-7641
国土利用計画法 愛知県土地開発行為に関する指導要綱および指導基準	都市計画課		0536-23-7640
	(愛知県東三河総局企画調整課)		0532-35-6110
建築基準法、都市計画法 屋外広告物法、愛知県屋外広告物条例	都市計画課		0536-23-7640
	(愛知県東三河建設事務所)		0532-52-1315
騒音規制法、振動規制法 県民の生活環境の保全等に関する条例 自然公園法、愛知県自然公園条例	環境政策課		0536-23-7690
	(愛知県新城設楽振興事務所環境保全課)		0536-23-2111
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 土壤汚染対策法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	(愛知県新城設楽振興事務所環境保全課)	愛知県新城設楽振興事務所(新城市字石名号20-1)	0536-23-2111
森林法	森林課	東庁舎2階	0536-22-9935
文化財保護法、愛知県文化財保護条例、新城市文化財保護条例	生涯共育課 文化財担当	設楽原歴史資料館	0536-22-0673

連絡先一覧表（続き）

消防法 新城市火災予防条例	消防本部 予防課	新城市消防防災センター	0536-22-4802
農業用水施設及び受益地	新城市土地改良区	新城市勤労青少年ホーム	0536-22-1775
	作手村土地改良区	作手総合支所	0536-25-7877
	豊川総合用水土地改良区	豊川市八幡町東赤土60-5	0533-56-2711
	牟呂用水土地改良区	新城市一鍬田字西浦7-2	0536-26-0016

（６） 設置事業着手の届けの手続き

条例８条第１項の定めにより、設置事業の着手予定日から起算して 7 日前までに届を提出してください。許可及び届出状況報告書には関係法令一覧表で指示のあった法令について手続き状況を記載し、許可申請手続きについては許可書等の写しを添付してください。

届出書等の種類	添付書類	備考
設置事業着手届出書（様式第 7）	許可及び届出状況報告書（様式第 8）	提出部数 1 部

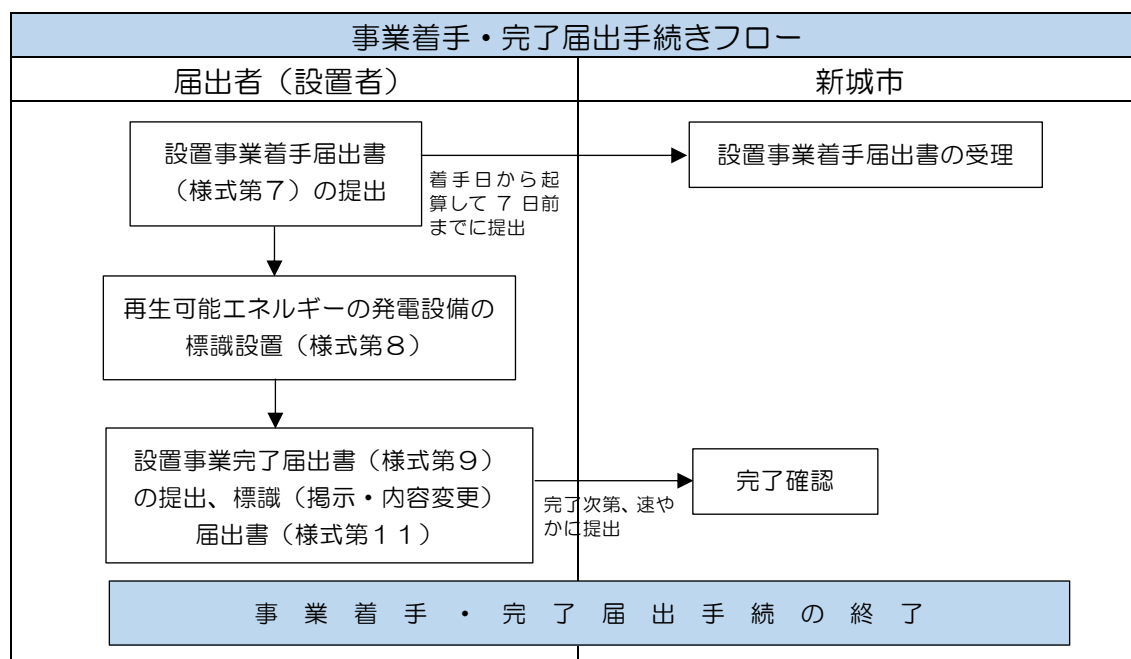
※許可及び届出状況報告書記載例

番号	法令等の名称	手続き内容（該当する項目に○を付けること）	許可、届出年月日
1	国土利用計画法	許可申請・届出 手続き不要・その他	年 月 日
2	農地法 農業振興地域の整備に関する法律	許可申請・届出 手続き不要・その他	令和 5 年 4 月 2 0 日

（７） 設置事業完了の手続き

条例第 8 条第 2 項の定めにより、設置事業が完了でき次第、遅滞なく届を提出してください。

届出書等の種類	添付書類	備考
設置事業完了届出書（様式第 9）	1 工事写真（設置工事の各工程の状況及び工事完了後の状況が分かるカラー写真） 2 その他市長が必要と認める書類	提出部数 1 部



（８）太陽光発電の標識の掲示

条例第８条第３項の定めにより、当該届出に係る設置事業の完了から、廃止するまでの間、事業区域内の道路に面した公衆の見えやすい場所に再生可能エネルギー発電事業の発電設備（様式第１０）の標識を掲示してください。条例第８条第４項の定めにより、標識の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更後の標識を掲示してください。

条例第８条第５項の定めにより、標識を掲示したとき、又は変更後の標識を掲示したときは遅滞なく届を提出してください。

届出書等の種類	添付書類	備考
標識（掲示・内容変更）届出書（様式第１１）	１ 位置図 ２ 標識の掲示又は内容変更を証する写真	提出部数 １部

※標識の（掲示・内容変更）届出書の提出のタイミングは設置事業完了届出書又は事業継承届出書提出と同じ時期になると思われますので、同時にご提出ください。

（９）事業の休止・再開の手続き

条例第８条第６項の定めにより、太陽光発電設備を休止又は再開したときは遅滞なく届を提出してください。

届出書等の種類	添付書類	備考
※休止の場合 事業休止届出書（様式第１２）	届出書のみ提出	提出部数 １部
※再開の場合 事業再開届出書（様式第１３）	届出書のみ提出	提出部数 １部

（１０）事業廃止の届出の手続き

①事業廃止届出書

条例第８条第７項の定めにより、太陽光発電設備を廃止し、撤去する場合は廃止しようとする日から起算して３０日前までに届を提出してください。

届出書等の種類	添付書類	備考
事業廃止届出書 （様式第１４）	１ 廃止前の現況写真（廃止前の太陽光発電設備の現況が分かるカラー写真） ２ 廃止後の土地利用計画図（縮尺１／１，０００以上） ３ その他市長が必要と認める書類	提出部数 １部

②事業廃止完了届出書

条例第８条第９項の定めにより、廃止措置が完了でき次第、遅滞なく届を提出してください。

届出書等の種類	添付書類	備考
事業廃止完了届出書 （様式第１５）	１ 廃止後の現況写真（廃止後の事業区域内及び周辺の状況が分かるカラー写真） ２ その他市長が必要と認める書類	提出部数 １部

（１１）事業の継承の手続き

条例第９条の定めにより、事業を継承した場合は継承の日から３０日以内に届を提出してください。

届出書等の種類	添付書類	備考
事業継承届出書 （様式第１６）	届出書のみ提出	提出部数 １部

太陽光発電設備の標識の内容を変更し、事業継承届出書に併せて標識（掲示・内容変更）届出書（様式第１１）を提出ください。

（１２）事前協議申出書取下の手続き

事業計画事前協議申出書提出から事業計画届の提出までの期間に取下げをする場合は、新城市太陽光発電設備の設置手続に関する条例施行規則第１２条に基づき市長が別途定めた「事業計画事前協議申出取下届」を提出してください。

届出書等の種類	添付書類	備考
事業計画事前協議申出取下届	届出書のみ提出	提出部数 １部

5 指導・助言について

市は条例第11条の定めにより、設備の管理など地域環境と太陽光発電設備との調和を図る必要があると認めた時は、設置者及び管理者に対して指導・助言を行います。指導を受けた場合は、当該指導により講じた措置内容について市に報告しなければなりません。

6 勧告及び勧告に従わない場合の公表について

次の(1)から(4)に該当する場合は、市から設置者又は管理者に対し必要な措置を講ずるべきことの勧告を行うことがあります。

(1) 当該設置事業に関する事業計画について事前協議を行わない、又は虚偽の事実を述べて協議したとき。

(2) 近隣説明会実施の届出、事業計画の届出、着手の届出、完了の届出、標識（掲示・内容変更）の届出、休止の届出、再開の届出、廃止の届出、廃止完了の届出、事業継承の届出をしない、又は虚偽の報告をしたとき。

(3) 太陽光発電設備の設置のお知らせの標識の設置、再生可能エネルギー発電事業の発電設備の標識の設置、又は変更後の再生可能エネルギー発電事業の発電設備の標識の設置をしなかったとき。

(4) 正当な理由なく市による指導、助言に従わないとき。

以上の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨の公表を行うことがあります。

7 罰則規定について

次の(1)から(4)の届出を行わない、又は虚偽の届出を行った場合は、5万円以下の過料を行うことがあります。

- (1) 近隣説明会実施の届出
- (2) 設置事業着手の届出
- (3) 設置事業完了の届出
- (4) 事業継承の届出